

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりソーシャルファイナンス・フレームワーク評価結果を公表します。

## ムニノバグループ

### ソーシャルファイナンス・フレームワーク

### 据置

総合評価

Social 1(F)

ソーシャル性評価  
(資金使途)

s1(F)

管理・運営・  
透明性評価

m1(F)

発行体/借入人	ムニノバグループ (ムニノバホールディングス株式会社、アイフル株式会社、AG ビジネスサポート株式会社、AG メディカル株式会社、AG キャピタル株式会社、AIRA & AIFUL Public Company Limited)
評価対象	ムニノバグループ ソーシャルファイナンス・フレームワーク

### 概要

2026年4月1日、アイフルグループはムニノバホールディングス株式会社を設立し、持株会社体制に移行した。ムニノバホールディングスは、社名に「ムニノバ = 無二の場 ≡ グループの核となる新しい場所」という意味が込められており、現主力事業に偏重することなく、適正なバランスを有した新ビジネスモデルを構築し、グループ全体としてシナジーの最大化を目指す。

ムニノバホールディングス及びその子会社を総称するムニノバグループの中核企業であるアイフル株式会社は、消費者金融大手の一角を占め、ローン事業を主力にクレジットカード事業、信用保証事業、海外事業などを展開している。ムニノバグループにおいて、日本国内でのローン事業については、アイフルが消費者向け無担保や事業者向けのローン事業を行っており、また、AG ビジネスサポート株式会社においても事業者向けのローン事業を行っている。クレジットカード事業については、ライフカード株式会社が Mastercard、Visa、JCB の国際ブランド付帯カードを発行し、

Mastercard、Visa のアクワイアリング業務も行っている。信用保証事業においては、アイフル、ライフカードの双方のブランドで各金融機関向けの保証を行っている。海外事業については、AIRA & AIFUL Public Company Limited (アイラ & アイフル) がタイ王国で消費者向け無担保ローン事業を、PT REKSA FINANCE がインドネシア共和国で中古車オートローン事業を展開している。このほか、AG メディカル株式会社による診療報酬等担保ローンに係る事業、AG キャピタル株式会社によるベンチャーキャピタルに係る事業等を行っている。

沿革を見ると、1967年に現会長の福田吉孝氏が現アイフルを創業して以来、メガバンクの傘下には入らず、独自路線の経営と事業の多角化を進めてきた。2011年7月には新会社のライフカードに子会社であるライフのカード事業を承継させるなど、グループ再編を行った。貸金業法改正の影響もあり、一次的に事業を縮小したものの、2016年3月期以降は順調に営業債権残高を伸ばし、業容も拡大させている。

ムミノバグループはIT金融グループを標榜しており、デザイン、デジタル推進、データ分析に注力している。また、事業の多角化や海外事業の強化を通じた事業ポートフォリオの分散にも重点を置いている。長期ビジョンとして「IT企業への変革 ～100年続く企業を目指す～」を、また、目指す姿として経常利益1,000億円及び営業債権残高2兆円以上を掲げている。2024年度から2026年度までを対象とした「中期経営計画2024」では、最終年度である2027年3月期に経常利益420億円、ROA2.5%、実質ROE<sup>1</sup>11.4%、営業債権残高1.5兆円を達成することを掲げている。

今般の評価対象は、ムミノバグループ<sup>2</sup> (ムミノバホールディングス、アイフル、AG ビジネスサポート、AG メディカル、AG キャピタル、アイラ & アイフル) がボンド又はローン (ソーシャルボンドとソーシャルローンを総称して「ソーシャルファイナンス」) により調達する資金を、社会的便益を有する資金用途に限定するために定めたソーシャルファイナンス・フレームワーク (本フレームワーク) である。JCRでは、本フレームワークが、「ソーシャルボンド原則<sup>3</sup>」、「ソーシャルローン原則<sup>4</sup>」、「ソーシャルボンドガイドライン<sup>5</sup>」及びSDGsに適合しているか否かの評価を行う。これらは原則又はガイドラインであって法的な裏付けを持つ規制ではないが、現時点において国内外の統一された基準として当該原則及びガイドラインを参照してJCRでは評価を行う。また、ソーシャルボンド原則においては、ソーシャルボンドの資金用途及びその社会改善効果 (インパクト) と、国際的な持続可能性に係る目標や各国の政策との整合性を重視していることから、ICMAが策定したSDGsとソーシャルプロジェクト分類のマッピング<sup>6</sup>を評価における参照指標とする。

JCRは、2023年3月22日に本フレームワークに対してソーシャルファイナンス・フレームワーク評価結果として総合評価“Social 1(F)”を付与した。また、アイフルがグループ会社であるAG ビジネスサポート、AG メディカル、AG キャピタル、アイラ & アイフルを資金調達者 (発行体/借入人) に追加したことに伴い、2025年3月31日に本フレームワークのレビューを実施した。今回のレビ

<sup>1</sup> 実質ROEとは、アイフルによると、実効税率を30%とした「親会社株主に帰属する当期純利益」をベースに算出したROEを指す。

<sup>2</sup> 本評価レポートでは、括弧内に記載された各社を個別又は総称してムミノバグループという。

<sup>3</sup> International Capital Market Association (ICMA) "Social Bond Principles 2023"  
<https://www.icmagroup.org/sustainable-finance/the-principles-guidelines-and-handbooks/social-bond-principles-sbp/>

<sup>4</sup> Loan Market Association (LMA)、Asia Pacific Loan Market Association (APLMA)、Loan Syndications and Trading Association (LSTA) "Social Loan Principles 2023"  
<https://www.lsta.org/content/social-loan-principles-slp/>

<sup>5</sup> 金融庁 「ソーシャルボンドガイドライン 2021年版」  
<https://www.fsa.go.jp/news/r3/singi/20211026-2/01.pdf>

<sup>6</sup> ICMA "Green, Social and Sustainability Bonds: A High-Level Mapping to the Sustainable Development Goals"  
<https://www.icmagroup.org/sustainable-finance/the-principles-guidelines-and-handbooks/mapping-to-the-sustainable-development-goals/>

ューは、前述のとおり、2026年4月1日にアイフルグループがムミノバホールディングスを設立し、持株会社体制に移行したことに伴い実施するものである。

ムミノバグループが本フレームワークで定める資金使途のうち、中小企業支援については、事業の成長・継続のために資金を必要としている中小企業に、医療・介護施設支援については、医療・介護サービスの維持・継続のために事業資金を必要としている事業者等に、新興国の個人に対する金融サービスの提供については、金融サービスが未成熟な国において資金調達が困難な個人に裨益する。JCRは、これらの資金使途が引き続きファイナンシャル・インクルージョンといった社会課題の解決に資するものであり、ソーシャルボンド原則における「必要不可欠なサービスへのアクセス（金融）」に該当すると評価している。また、プロジェクトの選定プロセス、資金管理体制及びレポートニングについても、引き続き適切に整備され、透明性が高いと評価している。加えて、適格プロジェクトの実施に際しては、環境や社会に対する負の影響を考慮し、適切な対応を行うことが定められている。以上より、JCRは本フレームワークにおける資金使途について、引き続き社会的便益をもたらす事業であると評価している。

この結果、本フレームワークについてJCRソーシャルファイナンス評価手法に基づき、引き続き、「ソーシャル性評価（資金使途）」を“s1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とし、「JCRソーシャルファイナンス・フレームワーク評価」を“Social 1(F)”とした。また、本フレームワークは、「ソーシャルボンド原則」、「ソーシャルローン原則」及び「ソーシャルボンドガイドライン」において求められる項目について基準を十分に満たしている。

## 目次

### ■ レビュー事項

### ■ レビュー内容

1. 調達資金の用途
2. 資金用途の選定基準とプロセス
3. 調達資金の管理
4. レポーティング
5. 組織のサステナビリティへの取り組み

### ■ レビュー結果（結論）

## レビュー事項

本項では、フレームワークのレビューにおいて確認すべき項目を記載する。レビューでは前回評価時点と比較して、内容が変化している項目について重点的に確認を行う。

### 1. 調達資金の使途

ソーシャルファイナンスの適格クライテリアの分類や資金使途について、引き続きソーシャル性を有しているか。

### 2. 資金使途の選定プロセス

ソーシャルファイナンスに係るプロセスは、変更後も引き続き適切であるか。

### 3. 調達資金の管理

ソーシャルファイナンスに係る資金管理体制は、変更後も引き続き適切に整備されているか。

### 4. レポートニング

ソーシャルファイナンスに係るレポートニング体制が、変更後も引き続き適切であるか。

### 5. 組織のサステナビリティへの取り組み

発行体の経営陣がサステナビリティについて、引き続き経営の優先度の高い重要課題と位置付けているか。

## レビュー内容

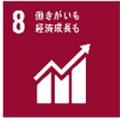
### 1. 調達資金の使途

ムニノバグループでは、本フレームワークにおいて、調達資金の使途を以下のとおり定めている。以下では、変更後のフレームワークのみ抜粋の上で記載している（太字を施している部分が今回の変更点）。なお、本フレームワークにおいて、「当社」とはムニノバホールディングスを指す。

#### 資金使途にかかる本フレームワーク

ソーシャルボンド、ソーシャルローンにより調達した資金は、**グループ各社**を通じて、下記の適格ソーシャルプロジェクトに関する新規支出またはリファイナンスに充当します。リファイナンスに充当する場合は、ソーシャルボンドの発行日またはソーシャルローンの実行日から遡って3年以内に実行された支出を対象とします。

#### <適格ソーシャルプロジェクト>

プロジェクト カテゴリー	SBP カテゴリー	適格プロジェクトの概要、プロジェクト	SDGs
中小企業支援	中小企業向け資金供給、雇用創出	<p>事業の成長、継続のために資金を必要としている中小企業への事業資金支援</p> <p>&lt;プロジェクト&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小零細企業に対する事業資金サポートを行う AG ビジネスサポートの事業者ローン</li> <li>・AG キャピタルを通じた、中堅・ベンチャー企業への成長資金支援</li> </ul> <p>【対象となる方々】</p> <p>事業の成長、継続のために資金を必要としている中小企業</p>	 
医療・介護施設支援	必要不可欠なサービスへのアクセス	<p>病院・介護施設への事業資金支援</p> <p>&lt;プロジェクト&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・AG メディカルによる病院・介護施設等の医療・介護事業者への事業資金支援</li> </ul> <p>【対象となる方々】</p> <p>医療・介護サービスを必要としている方々、医療・介護サービス維持・継続のために事業資金を必要としている事業者</p>	 
新興国の個人へ金融サービスの提供	必要不可欠なサービスへのアクセス	<p>金融サービスが未成熟な新興国において、個人に対する金融サービスへのアクセスの提供を通じた金融リテラシーの向上</p> <p>&lt;プロジェクト&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・A&amp;A (アイラ&amp;アイフル) を通じた、タイの人々への金融サービスへのアクセス提供</li> </ul> <p>【対象となる方々】</p> <p>金融サービスが未成熟な国において資金調達が困難な個人</p>	  

### 【本フレームワークに対する JCR の評価】

今回のフレームワーク更新では、ムニノバホールディングスの設立に伴い、資金調達者に関して、ムニノバホールディングスが追加されたものの、資金使途に係る変更を行っていない。また、JCR が前回評価を行った後、資金使途に係る評価に影響を及ぼすような事象は発生していない。したがって、JCR は、本フレームワークにおける資金使途は引き続きソーシャル性を有していると評価する。

## 2. 資金使途の選定プロセス

ムミノバグループにおいては、資金使途の選定基準とプロセスについて、一部変更を行っている。変更後の内容は下記のとおりである（太字を施している部分が今回の変更点）。

### プロセスにかかる本フレームワーク

#### 【プロジェクトの評価と選定のプロセス】

適格プロジェクトは**当社**財務部にて起案を行い、「サステナビリティ基本方針」や「コンプライアンス行動規範」との整合性を確認のうえ、**当社**のサステナビリティを推進する所管部署統括役員（社長含む）の最終決裁を経て設定しました。

具体的な適格プロジェクトの評価と選定にあたっては、**当社**財務部が「サステナビリティ基本方針」や行動規範への整合性や各種法令遵守の確認を行い、適格性を判断した上で選定し、**当社**のサステナビリティを推進する所管部署統括役員（社長含む）が最終判断をします。

**当社グループ各社**で資金調達する場合も同様に、当社でのプロジェクトの評価と選定のプロセスを採用します。

#### 【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCR では本フレームワークに記載された選定プロセスについて、前回評価時点において適切であると評価している。今回の変更点は、ムミノバホールディングスの設立に伴い、プロジェクトの評価及び選定を行う主体が、アイフルからムミノバホールディングスに変更になった点である。変更後においても、プロジェクトの評価及び選定を行う体制が適切に整えられている。本フレームワーク及び評価レポートによって、選定基準及びプロセスについて開示が行われることから、引き続き透明性が担保されていると評価している。

### 3. 調達資金の管理

ムミノバグループにおいては、調達資金の管理について、一部変更を行っている。変更後の内容は下記のとおりである（太字を施している部分が今回の変更点）。

#### 資金管理にかかる本フレームワーク

##### 【調達資金の管理】

当社グループ各社にて調達した資金は、各グループ会社を通じて適格ソーシャルプロジェクトに充当し、**資金調達を行った企業**において資金管理を行います。また、本フレームワークに則って調達した資金と同額相当以上が、適格ソーシャルプロジェクトに充当されるよう、調達資金の残高が存在する限り、**当社**財務部が定期的に（少なくとも年1回）モニタリングを実施します。

充当するまでの間や未充当資金が発生した場合は、現金または現金同等物として管理する方針です。

##### 【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCR では本フレームワークに記載された資金管理に係る妥当性について、前回評価時点において適切と評価している。今回の変更点は、ムミノバホールディングスの設立に伴い、資金調達の一部及びモニタリングを行う主体が、アイフルからムミノバホールディングスに変更になった点である。本フレームワークにおいて、調達資金の管理について適切に定められていることから、引き続き妥当であると評価している。

#### 4. レポーティング

ムニノバグループにおいては、レポーティングについて、一部変更を行っている。変更後の内容は下記のとおりである（太字を施している部分が今回の変更点）。

#### レポーティングにかかる本フレームワーク

##### 【レポーティング】

##### <資金の充当状況に係るレポーティング>

本フレームワークに則って**当社グループ各社**で調達した資金の残高が存在する限り、年次にて、以下の項目について**当社**ホームページで開示する予定です。

- 適格プロジェクトの事業区分ごとの充当額（新規支出とリファイナンスの割合を含む）
- 未充当額
- 調達残高

なお、調達資金が充当された後に大きな資金状況の変化が生じた場合は、適時に開示します。

##### <インパクトレポーティング>

本フレームワークに則って調達した資金の残高が存在する限り、適格プロジェクトによるソーシャルインパクトに関する以下の項目について、実務上開示可能な範囲で年次にて**当社**ホームページで開示する予定です。

プロジェクト カテゴリー	インパクトレポーティング項目		
	アウトプット	アウトカム	インパクト
中小企業支援	提供するサービスのカテゴリー毎の資金提供件数と金額	提供するサービスのカテゴリー毎の、資金支援を受けた事業者数、従業員数概算	ファイナンシャル・インクルージョンの観点による中小・ベンチャー企業への成長支援、経営の安定性向上による雇用の維持
医療・介護施設支援	対象施設のカテゴリー毎の資金提供件数、金額	対象施設のカテゴリー毎の、資金支援を受けた病床数または医療・介護サービスを提供する従業員数の概算	医療・介護サービスを必要としている人々へアクセスの提供、医療・介護サービスの維持・向上
新興国の個人への金融サービスの提供	提供するサービスの資金提供件数、金額	若年層（20代・30代）に対する金融サービスの提供件数・金額	個人に対する金融サービスへのアクセスの提供を通じた金融リテラシーの向上

## 【本フレームワークに対する JCR の評価】

JCR では本フレームワークに記載されたレポートニングについて、前回評価時点において適切と評価している。今回の変更点は、ムミノバホールディングスの設立に伴い、レポートニングを行う主体が、アイフルからムミノバホールディングスに変更になった点である。JCR では、資金充当状況レポートニング及びインパクトレポートニングの内容に変更がないことを確認しており、引き続き適切であると評価している。

なお、これまでのレポートニング実績について、アイフルが本フレームワークに基づきウェブサイト上で適切に実施していることを JCR は確認している。

## 5. 組織のサステナビリティへの取り組み

ムミノバグループは、前身であるアイフルグループの経営理念、VISION、MISSION、VALUE、サステナビリティ基本方針等を引き継いでいる。アイフルグループは、「誠実な企業活動を通じて、社会より支持を得る」という経営理念を具体化すべく、2021年4月にVISION、MISSION、VALUEを策定した。VALUEでは「誠実」、「信頼」、「努力」、「感恩」というキーワードを掲げた上で、社会に対して提供する価値として「金融システムとして個人事業者の消費活動・経済活動を支える。」ということを謳っており、ここにファイナンシャル・インクルージョンのコンセプトを織り込んでいる。



図1：ムミノバグループのVISION/MISSION/VALUE<sup>7</sup>

また、2021年12月に策定した「サステナビリティ基本方針」では、社会面の重点課題として「社会の期待に応える商品づくり」を設定した上で、課題解決に向けた取り組みの一つとして「お客様の多様な資金ニーズにお応えするための商品開発」を掲げている。これを具体化した施策が、本フレームワークにおけるソーシャル適格プロジェクトである中小企業支援及び新興国の個人に対する金融サービスの提供である。また、同基本方針で社会面の重点課題として「社会貢献・地域との共生」を設定した上で、課題解決に向けた取り組みの一つとして「診療報酬担保ローン」を掲げている。これに関する施策が、医療・介護施設支援である。このように、本フレー

<sup>7</sup> 出典：本フレームワーク

ムワークで挙げるソーシャル適格プロジェクトを推進することが、ムニノバグループが掲げる社会課題の解決に寄与することにつながる。

サステナビリティに係る取り組みを推進する体制として、ムニノバホールディングスではサステナビリティを推進する所管部署の統括役員（代表取締役社長を含む）の下、経営企画部、財務部などの部署が中心となって実施する。なお、2025年9月、アイフルグループは初めて統合報告書を発行し、サステナビリティに係る取り組みを充実させつつある。

ただし、現在、サステナビリティに特化した会議体及び部署が設置されていないため、これらを設置することが期待される。また、社会課題の解決に向けてファイナンシャル・インクルージョンに係る事業を促進するため、社会課題に関する専門的知見を有する外部有識者等の意見を取り入れるなど客観性を担保しつつ、サステナビリティ経営の一層の高度化を図ることが期待される。

JCRは、組織としての社会課題への取り組みについて、ムニノバホールディングスの経営陣が社会課題を重要度の高い優先課題として位置付けていると評価している。

課題	取り組み	関連するSDGs
<b>環境面の重点課題への取り組み</b>		
脱炭素社会の実現	エネルギー使用量の管理	7 再生可能エネルギーを拡大して気候変動に貢献する
	クールビズ・ウォームビズの取り組み	
	COOL CHOICEへの賛同	
	業務効率化への取り組み	9 産業と地域経済の循環 성장을推進する
	省機種の台数削減	12 つくばないで済ませよう
	空調の時間管理運転	13 気候変動に具体的な対策を
資源循環の促進	階段利用の推進	15 陸域生態系保護を促進する
	産業物の分別・リサイクル	13 気候変動に具体的な対策を
	エコキャップ運動	
	緑の基金活動	15 陸域生態系保護を促進する
	文房具の保管庫での再利用	
	紙節約運動の推進	
カードご利用明細のWEB化		
<b>社会面の重点課題</b>		
社会の期待に応える商品づくり	お客様の多様な資金ニーズにお応えするための商品開発	-
	お客様の声の収集と改善によるサービス品質の向上	
	お客様の万全なサポート体制の確立	
	赤対面完結の商品提供	
	AIFUL-CSIRT（サイバー攻撃の早期警戒・解決チームの組成）	
職場及び労働環境	人事大綱の制定	8 働きがい、健康を促進する
	ハラスメント・ホットライン	
	従業員の自己申告調査による意識調査及び満足度調査の実施	
	従業員持株制度	
	人材育成制度の拡充	
	多様な自己啓発の支援	
	フレックスタイム制度	
	健康診断・ストレスチェックの受診促進	
	災害備蓄品の購入	
	テレワーク・時差出勤の導入	
ダイバーシティ推進	労働時間・有給取得状況管理	5 ジェンダー平等を推進する
	建物拠点のバリアフリー	
	防災訓練の実施	
	ブラチナくるみん認定取得	
	女性採用の拡大	
	女性の育成・登用	
社会貢献・地域との共生	定年再雇用制度	4 質の高い教育をみんなに
	障がい者雇用	
	新型コロナウイルス対策支援	3 持続可能な開発目標を達成させる
	ハッカソンへの協賛	
	ボランティア休暇制度	13 気候変動に具体的な対策を
	献血活動	
	近隣の清掃活動	3 持続可能な開発目標を達成させる
	AEDの設置・救命講習	
大規模災害に伴う寄付金の取り組み	13 気候変動に具体的な対策を	
クレジットカードを通じた社会貢献		
チャリティーコース（ポイント寄付システム）		
診療報酬担保ローン		

図2：ムミノバグループのサステナビリティ基本方針<sup>8</sup>

<sup>8</sup> 出典：アイフルから提供を受けた資料

## レビュー結果(結論)

## Social 1(F)

本フレームワークの内容は、変更点を含めて、資金使途であるソーシャルプロジェクトにおいて高い社会改善効果が期待できるものであることを JCR は確認した。本フレームワークは、「ソーシャルボンド原則」、「ソーシャルローン原則」及び「ソーシャルボンドガイドライン」において求められる項目について基準を満たしている。

		管理・運営・透明性評価				
		m1(F)	m2(F)	m3(F)	m4(F)	m5(F)
ソーシャル性評価	s1(F)	Social 1(F)	Social 2(F)	Social 3(F)	Social 4(F)	Social 5(F)
	s2(F)	Social 2(F)	Social 2(F)	Social 3(F)	Social 4(F)	Social 5(F)
	s3(F)	Social 3(F)	Social 3(F)	Social 4(F)	Social 5(F)	評価対象外
	s4(F)	Social 4(F)	Social 4(F)	Social 5(F)	評価対象外	評価対象外
	s5(F)	Social 5(F)	Social 5(F)	評価対象外	評価対象外	評価対象外

(担当) 菊池 理恵子・新井 真太郎

## 本評価に関する重要な説明

### 1. JCR ソーシャルファイナンス・フレームワーク評価の前提・意義・限界

日本格付研究所 (JCR) が付与し提供する JCR ソーシャルファイナンス・フレームワーク評価は、ソーシャルファイナンス・フレームワークで定められた方針を評価対象として、JCR の定義するソーシャルプロジェクトへの適合性ならびに資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明です。したがって、当該方針に基づき実施される個別債券又は借入等の資金使途の具体的な社会貢献度及び管理・運営体制・透明性評価等を行うものではなく、当該フレームワークに基づく個別債券又は個別借入につきソーシャルファイナンス評価を付与する場合は、別途評価を行う必要があります。また、JCR ソーシャルファイナンス・フレームワーク評価は、当該フレームワークに基づき実施された個別債券又は借入等が社会に及ぼす改善効果を証明するものではなく、社会に及ぼす改善効果について責任を負うものではありません。ソーシャルファイナンス・フレームワークにより調達される資金が社会に及ぼす改善効果について、JCR は発行体及び/又は借入人 (以下、発行体と借入人を総称して「資金調達者」という) 又は資金調達者の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定される事項を確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。なお、投資法人等で資産がすべてソーシャルプロジェクトに該当する場合に限り、ソーシャルエクイティについても評価対象に含むことがあります。

### 2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR ソーシャルファイナンス評価手法」として掲載しています。

### 3. 信用格付業にかかるとの関係

JCR ソーシャルファイナンス・フレームワーク評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

### 4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、又は閲覧に供することを約束するものではありません。

### 5. JCR ソーシャルファイナンス・フレームワーク評価上の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

## ■ 留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、資金調達者及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、又はその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であると問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、又は当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であることを問わず、一切責任を負いません。JCR ソーシャルファイナンス評価は、評価の対象であるソーシャルファイナンスにかかる各種のリスク (信用リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等) について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR ソーシャルファイナンス評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コーポレート・バリュー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR ソーシャルファイナンス評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、又は撤回されることがあります。JCR ソーシャルファイナンス評価のデータを含め、本文書にかかる一切の権利は、JCR が保有しています。JCR ソーシャルファイナンス評価のデータを含め、本文書の一部又は全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

## ■ 用語解説

JCR ソーシャルファイナンス・フレームワーク評価：ソーシャルファイナンス・フレームワークに基づき調達される資金が JCR の定義するソーシャルプロジェクトに充当される程度ならびに当該ソーシャルファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は 5 段階で、上位のものから順に、Social 1(F)、Social 2(F)、Social 3(F)、Social 4(F)、Social 5(F) の評価記号を用いて表示されます。

## ■ サステナビリティファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・ 環境省 グリーンファイナンス外部レビュー者登録
- ・ ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録)
- ・ UNEP FI ポジティブ・インパクト金融原則 作業部会メンバー
- ・ Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

## ■ その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・ 信用格付業者 金融庁長官 (格付) 第 1 号
- ・ EU Certified Credit Rating Agency
- ・ NRSRO : JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

## ■ 本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

**株式会社 日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.  
信用格付業者 金融庁長官 (格付) 第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル